

(原文はインドネシア語。同英訳を和訳)

2016年2月29日 於 バタン

〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号

国際協力銀行 (JBIC) 総裁 殿

c/o 2016年3月1日、バタン県における会合に出席されたJBIC代表者

標題: バタン石炭火力発電所に対する融資の拒否を求める要請書

同封物: 書類一式

農民からのご挨拶

私たち以下の者は本書簡に署名します。

(※訳者注: 以下、計16名の農民(地権者11名、小作農5名)に関する記載。同和訳では省略)

署名者は全員、地権者、農民、小作農、農業労働者であり、家族のニーズを満たすための生計手段を農作物に深く依存しています。現在、この私たちの農地は(インドネシア)政府によって強制収用される恐れがあります。私たちは共同で、ビマセナ・パワー・インドネシア社が中ジャワ州バタン県カンデマン郡カラングネン村、ウジュンネゴロ村、および、トゥリス郡ポノワレン村に建設予定である**バタン石炭火力発電所に対する融資の拒否を求める要請書**を提出させていただきたいと思いをします。

まず初めに、私たちは、JBICがバタン県カンデマン郡ウジュンネゴロ村、カラングネン村、および、トゥリス郡ポノワレン村に位置するバタン石炭火力発電所への継続的な拒否に関し、コミュニティーの報告をフォローしようと、同石炭火力発電所の影響を受ける地権者ら、および、コミュニティーと再び会合を持つとしていることに対し、深く感謝の意を表します。

実際、本会合によって、私たちは高いリスクを伴います。これまで私たちがすでに経験してきたように、バタン石炭火力発電所によって恩恵を受ける関係者から脅迫や強制を受けることになるでしょう。それにもかかわらず、私たちが本会合に辛抱強く参加しようと思ったのは、JBICに同派遣団を通じて、コミュニティーの拒否とその理由を再び直接聞いていただきたいと思ったからです。したがって、**私たちがバタン石炭火力発電所の建設計画を拒否しており、同石炭火力発電所の建設への融資をJBICが止めるよう要請していることを、**私たちは本会合において再確認させていただきます。

2015年7月29日、私たちはJBICに対する異議申立書を提出し、バタン石炭火力発電所の建設計画に反対するコミュニティーが直面している人権侵害、および、生活状況の悪化に関して指摘しました。土地収用時の脅迫、強制、強要といった行為の結果として、暴力が起きました。警察、国軍、チンピラが頻繁に私たちの家にやってきました。**私たちの農地で同事業が計画されて以来、ずっと私たちの生活は深刻に悩まされてきました。**私たちが直面しているこうした問題をJBICが深刻に受け止めて下さることを望みます。

バタン石炭火力発電所に関する社会化のプロセス(訳者注: 土地買収交渉等)が行なわれるようになって以来、私たちは絶え間なく同発電所の建設計画を拒否してきました。私たちは、あらゆる種の事実関係について、多くの関連省庁に送付/報告してきました。しかし、そうした報告をフォローするような対応ではなく、現場では、バタン石炭火力発電所の利害関係者による、特に地権者に対する暴力が起きました。JBICは、2015年9月3日、および、16日付のインドネシア国家人権委員会による報告書に基づき、そうした報告を審査、および、評価することができるといえるでしょう。しかしながら、JBICに異議申立書が提出される以前にも、国家人権委員会はバタン県知事、インドネシア国有電力会社(PLN)社長、経済調整担当相、中ジャワ州知事、中ジャワ州警察長、ビマセナ・パワー・インドネシア社長、第IV/軍管区司令官、インドネシア大統領に対し、書簡を送付しており、バタン石炭火力発電

電所（2 x 1,000MW）の建設計画において人権の確立を要請してきました（同封物参照）。**国家には各市民の人権を尊重、保護、遵守、そして、促進する義務があります（1945年憲法）。**

また、私たちは本会合にて、**67人も地権者がバタン石炭火力発電所の建設計画のために土地を売却することを拒否している点**を強調したいと思います。しかしながら、何が起きているのでしょうか。インドネシア国軍の要員が、軍の重機とともにやって来て、私たちの農地で掘削や土地造成作業を行ない、農地に水を供給するための灌漑水路まで破壊されてしまいました。2015年9月には、チャヤディ氏とクマイディ氏の農地に水を供給する水路を除き、ほとんどすべての土地が損害を受けました。現在、私たちの農地へのアクセスはフェンスのために閉ざされ、その地に入ることももはやできません。もし農地に行こうとするなら、別のルートで非常に遠くまで迂回しなくてはならなくなりました。土地造成作業は、コミュニティがスマランの行政裁判所（PTUN）で訴訟中にも行なわれていました。

脅迫は継続的に起きており、土地を売却するよう地権者に強要するため、通常、チンピラや警察によって引き起こされてきました。私たちは確かではありませんが、そうした輩がビマセナ・パワー・インドネシア社から来ているように思っています。少し前には、カロマツ氏、クマイディ氏、ワルジョヨ氏の家に上述のチンピラや警官がやって来ました。その後、地権者らに対する脅迫状でも脅しが続きました。こうした脅迫状は、嘘、あるいは、正しくない情報によってコミュニティを分裂させるプロパガンダ的なメッセージも含んでいました。**バタン石炭火力発電所の建設計画が始まって以来、さまざまな種類の脅迫が継続して起きてきました。**身体的な脅迫の他、コミュニティが常にチンピラ等の圧力下にあるという不安を感じるほど、コミュニティへの精神的な脅迫も起きています。

2015年12月には、PLN第8開発課が、石炭火力発電所地域の土地へ立ち入る、および／もしくは、利用すると、禁固や罰金など、刑法で処せられる可能性があるという内容を記載した掲示板を立てました。そのような掲示板は、依然として売却されていない土地に立てられています。そうした掲示板の設置は、ビマセナ・パワー・インドネシア社の警備要員の厳しい警備の下、PLNによって雇われた労働者が行ないました。いくつかのケースでは、地権者らが彼らの土地への掲示板設置を拒否しましたが、そうした行為は企業の警備要員によって妨げられ、結局、地権者はどうすることもできませんでした。その後、コミュニティが土地へ入ると、いつでも、警備要員がコミュニティの農地での農作業を静止します。ビマセナ・パワー・インドネシア社はまた、土地の周囲に金属シートを用いてフェンスを作りました。したがって、現在、コミュニティは彼らの土地に入ることができない、もしくは、入るのが難しい状況になっています。

再度になりますが、敬意を表し、JBICがバタン石炭火力発電所への融資を拒否し、PLNを通じて、BPIが今日まで行なっている土地収用に関連したあらゆる行為を止めさせるよう要請します。**土地収用に関しては、コミュニティは現在も政府と係争しています。**

同事業はまた、JBIC環境社会配慮ガイドラインの規定の多くに違反もしています。したがって、JBICは同事業を継続するか否かについて、厳しい態度をとるべきです。法律違反や人権侵害に関する多くの事実を私たちは報告してきましたが、上述の事実関係に基づき、JBICが同事業への融資拒否を決定する十分な理由があると考えます。**JBICはバタン石炭火力発電所によって、私たちの農地を奪わないでください。私たちの大気を汚染しないでください。私たちの海を破壊しないでください。**

最後に、私たちが平和に何の不安もなく生活でき、また、私たちの農地で自由に耕作でき、私たちの海で生計を立てられるようお願い致します。**私たちは次世代のため、私たちの生計手段であり、また、健康的できれいな環境である土地と海を守ることを決して諦めないこと**をお伝えします。

敬具

Paguyuban UKPWR（UKPWR 協会）

コミュニティ代表

（署名済）

（※訳者注：住民代表の氏名、および、署名）

Cc;

1. President of the Republic of Indonesia in Jakarta
2. Chief of Commission VII of House of Representatives of the Republic of Indonesia in Jakarta
3. Coordinating Minister for Maritime Affairs in Jakarta
4. Minister of Environment and Forestry in Jakarta
5. Commissioner of National Commission of Human Right in Jakarta
6. Central Java Governor in Semarang
7. Regent of Batang Regency in Batang
8. President Director of PT. PLN (Persero) in Jakarta
9. President Director of PT. Bhimasena Power Indonesia in Jakarta
10. Prime Ministry of Japan in Japan
11. Ministry of Finance in Japan
12. Ministry of Economic Trade and Industry in Japan
13. Ministry of Foreign Affairs in Japan
14. All the Members of House of Representatives and all the Members of House of Representatives
15. Examiner of Environment and Social Guideline JBIC
16. President & Chief Executive Officer, ITOCHU Corporation
17. Chairman, Electric Power Development Co., Ltd. (J-POWER)
President, Electric Power Development Co., Ltd. (J-POWER)
18. Chairman of the Board, Sumitomo Mitsui Banking Corporation
19. President, The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.
20. President & CEO, Mizuho Bank, Ltd
21. Chairman, Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited
22. DBS (The Development Bank of Singapore), and OCBC (Overseas Chinese Banking Corporation Limited, in Singapore)
23. Achieves

(翻譯 : FoE Japan)